

## 住民監査請求に係る監査の結果について

### 第1 監査の請求

#### 1 請求の受付

平成23年1月18日、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、A外1人から提出された。

#### 2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づく、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおりと解した。

##### (1) 請求の要旨

###### ア 請求理由

現在、兵庫県議会の会派には所属議員1人当たり月200,000円、議員には1人当たり月300,000円の政務調査費が支給されている。

(7) a B会派は、2009年（平成21年）9月1日に人事通信社から兵庫県幹部職員録（以下「幹部職員録」という。）を46冊、日時は不明であるが、2009年度（平成21年度）に兵庫ジャーナル社から兵庫県政便覧（以下「県政便覧」という。）を10冊購入している。そもそも議員には兵庫県職員録が無料で配布されているが、これらの図書はそれと類似した内容である。これらの図書に一部別の情報が記載してあったとしても、会派で幹部職員録46冊及び県政便覧10冊を購入することはなく、会派にそれぞれ1冊で十分であり、幹部職員録への支出金額138,000円のうち1冊分3,000円を除く135,000円、県政便覧への支出金額78,750円のうち1冊分7,875円を除く70,875円が必要のない違法・不当な支出である。

また、B会派は、2009年（平成21年）9月28日及び2010年（平成22年）2月23日に人事通信社から購読している人事通信12部の支払をしている。人事通信は企業等の人事異動等の情報が掲載されているが、多様な情報が記載されているわけではなく、同じ会派で複数部購読する必要はない。各日の支出金額90,000円のうち1部分7,500円を除く82,500円、上記2日の支払分で165,000円が必要のない違法・不当な支出である。

b C会派は、兵庫ジャーナルの購読費用について、2009年（平成21年）7月2日に21部分を、同年10月7日並びに2010年（平成22年）1月6日及び3月29日に20部分を兵庫ジャーナル社に支払っている。そもそも兵庫ジャーナルは、全議員に無料で配布されており、別途購読するとしても会派に1部で十分であり、1部の購読料を除く577,750円が違法・不当な支出である。

また、C会派は、2009年（平成21年）8月11日に兵庫ジャーナル社から県政便覧を23冊購入している。そもそも議員には兵庫県職員録が配布されているが、県政便覧はそれと類似した内容である。県政便覧に一部別の情報が記載してあったとしても、会派に1冊で十分であり、支出金額181,125円のうち1冊分7,875円を除く173,250円が必要のない違法・不当な支出である。

上記a及びbの違法・不当な支出は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」との規定に反するということである。

(4) C会派に属するD議員は、a労働組合政治活動委員会（以下「a委員会」という。）の会費1年分614,400円を計上している。D議員が提出した当該領収書等添付様式のただし書に

は、労働行政研修会参加費との記載があるが、領収書にも記載しているように、これは特別（議員）会費であり、研修会参加費とは異なるものである。

a 委員会の支出については、一部研修会の支出はあるが、総会経費、政党パーティーチケット代、ニュース印刷代、後援会への寄附など政務調査費の支出としては、ほとんどがそぐわないものが大半である。そもそも政治団体の会費614,400円については、私的な活動の支出であり、政務調査費を支出できるものではない。

(ウ) B会派に属するE議員は、2009年(平成21年)11月16日に宣伝車リース代3箇月分64,000円を支払っている。まさに衆議院議員選挙期間中に宣伝車をリースしているが、宣伝車の使用は、選挙活動とみなされるものであり、その支出は使途基準に反し、支出することができないものである。

#### イ 求める措置の内容

アの支出等の合計1,800,025円は、違法・不当な支出であることから、知事の責任において、関係者から県に返還させるよう求める。

### (2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、次の文書が提出された。

ア 2009年度兵庫県議会政務調査費監査請求対象者、内容（会派別又は議員別に支出年月日、支出金額、違法・不当とする金額、内容等を一覧表にしたもの）

イ 本件措置請求に係る平成21年度政務調査費収支報告書及び領収書等の写し（上記(1)の請求の要旨に該当する部分）の写し

ウ a委員会の収支報告書の写し

エ 幹部職員録の写し（抜粋）

オ 県政便覧（2006年度版）の写し（抜粋）

カ 兵庫県職員録（平成19年7月1日現在）の写し（抜粋）

キ 人事通信（平成22年12月15日号）の写し

ク 兵庫ジャーナル（平成22年10月25日号）の写し

ケ 政務調査費の手引の写し（抜粋）

### 3 監査執行上の除斥

F監査委員及びG監査委員は、自治法第199条の2の規定により、本件措置請求に係る監査を執行していない。

### 4 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条に規定する所定の要件を具備していると認め、平成23年1月18日（請求書提出日）付けで受理した。

## 第2 証拠の提出及び陳述等

### 1 請求人の陳述等

平成23年2月14日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第6項）、新たな証拠としてD議員の経歴等が記載された文書が提出されるとともに、請求人のうち1人から、おおむね次のとおり陳述があった。

(1) 兵庫県職員録には各課室の所在地、連絡先、職員の氏名等が記載されており、職務上はそこまでの情報で十分である。幹部職員録には兵庫県職員録に記載されている情報のほかに、課長

補佐以下の一部の職員の住所及び生年月日が記載されているが、これらの情報については職務上必要な情報とは考え難い。仮に必要だとしても、兵庫県職員録が各議員に1冊配布されていることから、幹部職員録は会派に1冊で十分であると考ええる。

- (2) 県政便覧には兵庫県職員録に記載されている情報のほかに、局長級以上の職員のプロフィール及び経歴並びに課長補佐以下の一部の職員の住所、連絡先及び生年月日が記載されているが、これらも職務上必ずしも必要な情報ではない。幹部職員録と同様に、会派に1冊で十分であると考ええる。
- (3) 兵庫ジャーナルは、全議員に無料で配布されているものである。C会派の議員が無料配布で受け取っているかどうかということは確認していないが、仮に無料で受け取っておらず、購入しているとしても、会派に1冊で十分であると考ええる。
- (4) D議員のa委員会への会費は、領収書の記載どおり、特別会費、すなわち議員会費であり、研修会費ではないことを当該団体に電話をして確認している。そもそもD議員はa社の社員であったことから、a委員会の会費を義務的に払っていると考える。また、a委員会の平成21年度の支出総額は約5,467万円で、うち研修会等の支出が約400万円あるが、そのほかは、政党のパーティー券代、後援会経費等、明らかに政務調査費にそぐわないものが大半である。これらのことから、a委員会の会費を政務調査費から支出をすることは、どう考えてもできないと考える。

## 2 執行機関の陳述等の要旨

平成23年2月14日、議会事務局の陳述を実施したところ（自治法第242条第7項）、おおむね次のとおり陳述があった。

### (1) 政務調査費制度について

本県の政務調査費制度は、議員の調査活動基盤の充実を図ることを目的として、平成13年から自治法及び兵庫県政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第30号。以下「交付条例」という。）に基づいて実施されているものであり、その内容は、地域の実情や議会の状況に応じて決定できるよう条例に委ねられ、具体の運用は議長の定める用途基準等に沿って行われている。

また、会派及び議員の調査研究活動は県政全般に及び、その活動も様々であることや政務調査費制度が制定された趣旨からすると、調査研究活動の手段や方法、その内容の選択は、議員の自主性及び自律性を尊重すべきであるから、いかなる手段や手法によりいかなる調査研究活動を行うかは、原則として、議員（会派）の裁量的判断に委ねられている。

### (2) 本件措置請求について

#### ア 書籍等購入費

書籍購入代や新聞雑誌購読料のような会派が行う調査研究に必要な図書・資料等の購入に要する経費に、政務調査費を充てることは可能である（兵庫県政務調査費の交付に関する規程（平成13年議会告示第4号。以下「交付規程」という。）第5条及び別表第1）。

調査研究活動の手段や方法は会派の裁量に委ねられているから、会派の調査研究活動を効果的に行うため、幹部職員録等を各議員に対して必ずしも1冊ではなく、各執務場所の数等に応じて1人複数冊を必要と判断することは当然ありうることで、何をもって1冊（部）を超える支出は違法・不当となるのか、請求人の主張は理解に苦しむ。ちなみに、会派で1冊（部）となると、1人の会派と複数人の会派で政務調査活動に係る効率性の面で逆に大きな格差が生まれることとなる。

なお、請求人は、兵庫ジャーナルが議員全員に無料配布されていると主張するが、そのよ

うな事実は確認できない。

#### イ 研修会参加費

団体等が開催する研修会に議員が参加するために必要な会費等について、政務調査費を充てることは可能である（交付規程第5条及び別表第2）。

請求人は、D議員が労働行政研修会参加費として支出した経費はa委員会の特別（議員）会費であり、研修会参加費とは異なるものである、あるいは政治団体の会費は私的な活動の支出であり、政務調査費を支出できるものではない、と主張しているが、支出の対象が政治団体であることをもって使途基準に反することにはならない。政務調査費として支出できる経費の性格は、支出先の主体の問題ではなく、その支出の対象となる活動が政務調査に資するかどうかという内容を含め、総合的に判断すべきである。

a委員会は、電力問題や労働問題等に関する研修や県政に関する意見交換会のほか、政策資料の提供等を行っていると聞いており、その活動内容は政務調査費の支出に資するものと認められる。なお、a委員会の報告書においても、政策研修会の費用などが支出項目に記載されていることが確認できる。そして、D議員においては、本件会費を支払うことによってこれらの活動への参加が可能となり、政務調査に資する情報が入手できるのであり、このことが、自らの政策形成に資することになると考えられ、当該会費への政務調査費の充当が妥当であると判断したことに誤りはない。

#### ウ 宣伝車リース代

議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費として宣伝車をリースし、その経費に政務調査費を充てることは可能である（交付規程第5条及び別表第2）。

宣伝車のリースは年度当初に行われ、かつE議員が自らの県政報告を行うことを目的としていることから、充当率を上限の80パーセントとした旨を聞いており、本県の使途基準に沿ったものである。

したがって、衆議院議員選挙期間中に宣伝車をリースしており、宣伝車の使用は選挙活動と見なされるとの請求人の主張は思い込みと思われ、失当と言わざるを得ない。

#### (3) 結論

以上のとおり、請求人の主張は、請求書に記載されるような違法・不当な支出はないことから、請求の対象となった政務調査費は返還する理由はない。

### 3 議会事務局の陳述に対する請求人の文書の提出

平成23年2月18日付けで、請求人のうち1人から「意見陳述書」と題する文書及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定の一部の写しが提出された。

その主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 書籍等の購入について

地方財政法は「その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」としており、正に効率性の観点から複数の図書の購入は問題があり、過剰な購入分について公費の返還が必要である。

#### (2) a委員会の会費について

D議員はa社の社員であったことから、義務的にa委員会の会員になる必要があったと考えられ、その会費は個人的な支出で、公費を充当することはできない。仮に当該支出が認められるとしても、a委員会は、収支報告書にあるとおり7月から9月まで及び11月には研修会を開催しておらず、D議員はこれらの月に政務調査費で月会費を支出する合理的理由はない。

#### (3) 宣伝車のリース代について

E議員に宣伝車のリースを行った会社の社長に、請求書提出前にリースの時期を確認したところ、領収書を発行した時期がリース終了時期で、その前の3箇月間リースしていたことを認めており、議会事務局は事実と異なる報告をしていると思われる。

また、自家用自動車を有償で貸渡するためには、道路運送法第80条により国土交通大臣から許可を受けなければならないが、同社に確認すると、同社は当該許可を受けておらず、リース契約自体が違法なものであることが明らかになった。違法な契約に公費を支出できないことから、宣伝車のリース代として支出された64,000円全額をE議員から返金させるべきである。

#### 4 意見陳述書に対する議会事務局の説明

請求人から提出された意見陳述書に対し、議会事務局からおおむね次の趣旨の説明があった。

##### (1) 書籍等の購入について

本県議会だけでなく全ての都道府県議会では会派を中心に運営が行われているが、その活動主体は個々の議員に他ならないから、会派が政務調査活動に有益と判断した資料をまとめて購入し、議員に配布することは自然に行われることである。なお、幹部職員録等は、行政のチェック機関である議会の議員として担当職員から話を聞く等のため不可欠なもので、兵庫県職員録と同一の内容ではないので、購入費用を政務調査費から支出することは問題ない。

##### (2) a委員会の会費について

D議員からは、a委員会の会費は社員であった者に支払義務が生じるものであるとは聞いていない。また、請求人が公費で月会費を支出する合理的理由はないと主張する月について、請求人が主張する日付は、研修会の開催日ではなく、経費の支出日を示すものである。

なお、a委員会においては、電力問題や労働問題等に関する全国レベルでの研修会、地域レベルでの県政に関する意見交換会を年十数回開催するほか、政策資料の提供等を行っている。D議員からは聞いており、会費はこれらの一連の活動を通じて得られる政務調査に資する情報入手のための所要額であると考えられ、毎月の支出が毎月の活動内容と必ずしも一致している必要はない。

##### (3) 宣伝車のリース代について

E議員からは、平成21年度の当初から継続して当該宣伝車をリースしているが、本件リース代は4月から6月までの分に係るもの（なお、衆議院議員選挙は8月18日に公示、30日に投票）であると確認している。

また、請求人の主張するように、E議員に宣伝車をリースした会社が道路運送法第80条に違反していたとしても、それに伴う同法上の違反者は同社であり、借主であるE議員は何ら責任を負うものではなく、本件に係る政務調査費としての支出が直ちに違法とはならない。

### 第3 監査の対象

請求書及び事実証明書に基づき、次の(1)から(4)までの支出に充当された政務調査費を監査の対象事項とした。

- (1) B会派に係る平成21年度政務調査費の資料購入費のうち、幹部職員録及び県政便覧の購入費並びに人事通信の購読料のそれぞれ一部計370,875円
- (2) C会派に係る平成21年度政務調査費の資料購入費のうち、兵庫ジャーナルの購読料及び県政便覧の購入費のそれぞれ一部計750,750円
- (3) D議員に係る平成21年度政務調査費のうち研修費614,400円
- (4) E議員に係る平成21年度政務調査費の広報費のうち、宣伝車のリース代64,000円

#### 第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。  
本件措置請求については、理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、陳述時に提出された証拠資料、請求人の陳述、2011年（平成23年）2月18日付けの意見陳述書、議会事務局の陳述及び議会事務局に対する実地調査（同月7日実施）等により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

##### 1 認定した事実

###### (1) 本県の政務調査費の用途基準等の規定状況について

政務調査費制度は、自治法第100条第14項及び第15項において規定されているが、これは、地方分権の進展により地方議会の役割が強まっていることに鑑み、地方議会の審議能力を強化し、地方議会議員の調査活動基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務調査費の用途の透明性を確保しようとしたものである。

本県においては、政務調査費の交付に関して、自治法第100条第14項の規定に基づき交付条例を定め、交付の対象、額及び交付の方法を規定するとともに、交付を受けた政務調査費の用途については、議長が別に定める用途基準に基づく経費に充てなければならないと規定している（交付条例第8条）。これに基づき、議長は交付規程を定め、会派及び議員ごとに用途項目及びその内容を示した用途基準を規定している（交付規程第5条、別表第1及び別表第2）。

また、議長により、交付条例及び交付規程に規定する政務調査費の交付等に係る一連の手続を具体的に進める際のマニュアルとして、政務調査費の手引（以下「手引」という。）が定められ、各会派及び各議員に示されている。手引においては、政務調査費の交付に係る詳細な手続のほか、交付規程別表第1及び別表第2で定められた用途基準の詳細として、経費の計上に当たっての留意事項を定めるとともに、用途基準の運用指針を定めている。そして、共通の留意事項として、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動等を政務調査費を充当する支出に適しない経費として具体的に示すとともに、政務調査活動が私事や政党活動、選挙活動、後援会活動、議会の公務等と重複する場合には、会派又は議員の責任により具体的に判断した上で、政務調査に係る所要額のみを計上するよう記載している。

###### (2) 本件措置請求に係る政務調査費の用途基準等の定めについて

ア 用途基準において、会派の資料購入費の内容は会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費と規定され、その例示として書籍購入代、新聞雑誌購読料等が記載されている（交付規程別表第1）。

また、手引には、資料購入費に関し、書籍の購入冊数、新聞や雑誌の購読部数について、上限を定めた記載はない。

イ 用途基準において、議員の研修費の内容は団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員が雇用する職員の参加に要する経費と規定され、その例示として会費、交通費、宿泊料等が記載されている（交付規程別表第2）。

そして、手引には、研修会参加費及び講演会参加費が研修費の具体的な経費の例示として記載され、政党・選挙・後援会活動を目的とする研修会、講演会への参加費、趣味・福利厚生目的の研修会への参加費及び飲食を目的とする研修会等への参加費が支出に適しない経費の例示として記載されている。また、団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合のその団体に対して納める年会費、月会費の支出、町内会費等私的な資格で加入している団体などに対する会費等、政党（県連）本来活動に伴う党大会費、党費、党大会賛助金等、などが会費として支出するのに適しない例として記載されている。

ウ 使途基準において、議員の広報費の内容は議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費と規定され、その例示として広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等が記載されている（交付規程別表第2）。

そして、手引には、政調広報紙作成費及び郵送料、街頭県政広報活動経費並びにホームページ開設・維持費が広報費の具体的な経費の例示として記載され、選挙ポスター・パンフレット印刷等の政党・選挙・後援会活動に係る経費が支出に適しない経費の例示として記載されている。また、自動車リース料については、議員の活動の多面性、他の活動にも使用できる自動車の性格を踏まえ、年間リース料の全額を支出するのではなく、按分比率を適用すべきとされ、リース車を他に保有する自動車と併用し、かつリース車を専ら議員活動に使用している場合は、按分比率は80パーセントを限度、計上金額は年間80万円を上限とする旨記載されている。

(3) 本件措置請求に係る政務調査費の交付に関する手続等について

ア B会派及びC会派の資料購入費

(7) B会派は、収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）によれば、幹部職員録46冊の購入費138,000円、県政便覧10冊の購入費78,750円及び人事通信12部の購読料計180,000円について、資料購入費として政務調査費を充当している。

(4) C会派は、収支報告書等によれば、兵庫ジャーナルの購読料607,500円及び県政便覧23冊の購入費181,125円について、資料購入費として政務調査費を充当している。

(9) なお、幹部職員録及び県政便覧には県立学校の校長、教頭及び事務長の氏名等の情報、市町の首長及び幹部職員の氏名等の情報などが掲載されていることに加え、幹部職員録には県の関係団体の役員及び幹部職員の氏名等の情報や県を退職した者の氏名、現在の勤務先等の情報など、県政便覧には県内官公庁の所在地等の情報や市町議会の議員の氏名、住所等の情報など、兵庫県職員録とはそれぞれ異なる内容が掲載されていることが認められる。また、人事通信には県内の企業及び官公庁の人事異動、行政の動きなどが、兵庫ジャーナルには県政に関するニュース、県内各地で実施される事業、行政及び県議会の動きや情勢などが掲載されていることが認められる。

イ D議員の研修費

(7) D議員は、収支報告書等によれば、a委員会に労働行政研修会参加費として年間6回支出した会費計614,400円について、研修費として政務調査費を充当している。

(4) D議員は、a委員会は電力問題、労働問題等に関する全国レベルでの研修会及び県政に関する地域レベルでの意見交換会を年十数回開催しているほか、活動ニュース、政策資料等の提供を行っており、a委員会に会費を支払うことにより一般的な手段及び方法では通常できないこれらの活動への参加及び情報の入手が可能となる有益性を自ら判断し、所要額に政務調査費を充当した旨述べている。なお、請求人が事実証明書として提出したa委員会の収支報告書の写し（上記第1の2(2)ウ）には、a委員会が政治研修会、政策研修会、政治ニュース印刷等に関する費用を支出していることが認められる。

また、議会事務局は、政務調査として行った行為は支出先の団体の性格、活動内容及び会計状況により変質するものではなく、政務調査費としての支出の適否は議員から見て調査研究に資するか否かであり、政務調査費の支出の対象が政治団体であること、又は支出先の団体の支出に政務調査にそぐわないものが含まれていることにより使途基準に反することにはならず、本件ではD議員が調査研究に有益と判断して所要額を計上しているから、当該会費への政務調査費の充当を妥当とした判断に誤りはないとしている。

ウ E議員の広報費

(7) E議員は、収支報告書等によれば、宣伝車の3箇月分のリース代64,000円について、広報費として政務調査費を充当している。

(4) E議員は、宣伝車を平成21年度の当初から継続してリースしているが、そのうち4月から6月までの3箇月分のリース代に政務調査費を充当したものであり、また、当該リース

は自らの県政報告を行うことを目的とするものであることから、リース代80,000円のうち、手引で認められている上限の80パーセントについて政務調査費を充当した旨述べており、これを否定する事実は認められない。

(9) 第45回衆議院議員総選挙の公示日は平成21年8月18日、投票日は同月30日であった。

#### エ 本件措置請求に係る政務調査費の精算等

監査の対象事項とした支出を含む政務調査費については、議長に対して2会派及び議員2人から収支報告書等が提出され、議会事務局においてそれぞれの収支報告書等の内容が使途基準及び手引に沿って記載されているか等の確認が行われた後、議長による決裁が行われ、当該収支報告書等の写しが知事に送付され、収支報告書に記載された金額が適正であるか等の審査を経た上、その金額が確定され、残余の額に相当する額を返還する手続が行われる等、交付条例、交付規程等の規定に基づき、適正に行われていた。

## 2 判断

### (1) 政務調査費制度の趣旨について

使途基準をどのように規定するかについては、自治法が普通地方公共団体は政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法を条例で定めると規定していることから(自治法第100条第14項)、議会の自律的な判断に委ねられており、議員の調査研究の対象が多岐にわたり、使途基準も細目的・例示的な事項にわたることが予想されることも考慮すれば、使途基準の具体的内容を条例により議長の定める規程等に委任することができると解されており(平成22年6月9日横浜地方裁判所判決等)、本県においても、上記1(1)のとおり、使途基準(手引を含む。以下同じ。)を交付条例により議長が定めている。

このようにして定められた使途基準が自治法及び条例の根拠規定に違反するものでなければ、交付された政務調査費の使途が当該使途基準に合致する限り、当該政務調査費の支出は原則として適法であると解されるが(平成21年3月26日大阪高等裁判所判決等)、本県の使途基準は、自治法第100条第14項に規定する「議員の調査研究に資するため必要な経費」の内容を具体化したものであり、自治法及び条例の規定に反するものとは認められない。

そして、地方議会議員の調査活動基盤を充実させてその審議能力を強化させるという政務調査費制度の趣旨から考えれば、まず、会派又は議員が政務調査費の支出について調査研究に必要なものか否かを判断すべきものであり、その調査研究が明らかに会派若しくは議員の議会活動に反映・寄与しない、又はその程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接又は間接に反映・寄与する行為であれば、広く政務調査費の使用が許される調査研究に当たると解される(平成21年9月29日東京高等裁判所判決等)。また、政務調査費をどのように活用するかは本来、会派又は議員の自主的・自律的な判断に委ねられており、個々の支出が使途基準に照らし必要性又は合理性を欠くなど、会派又は議員の裁量権を逸脱又は濫用した場合に限り、違法となると解される(平成21年3月26日大阪高等裁判所判決等)。

### (2) B会派及びC会派の資料購入費について

ア 会派が行う図書・資料等の購入又は購読については、使途基準には、上記1(2)アのとおり、資料購入費として会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費が明示されており、B会派及びC会派がそれぞれ購入又は購読した図書等については、上記1(3)ア(ウ)のとおり、幹部職員録には県の関係団体の役員及び幹部職員の氏名等の情報など、県政便覧には県内官公庁の所在地等の情報などのそれぞれ兵庫県職員録と異なる内容が記載されており、また、兵庫ジャーナル及び人事通信には県内の行政に関する記事が掲載されているなど、その内容は調査研究活動に資するものであると認められる。

イ また、会派の活動主体は個々の議員であることから、会派が調査研究活動を行うために必要、有益と判断する図書等をまとめて購入等してその所属議員に配布することは、合理性を欠くものではないと認められる。

そして、この場合においては使途基準に図書等の購入冊数又は購読部数についてその上限



を定めた記載もないことから、調査研究活動を効果的に行うため、所属議員の数や執務場所の数等に応じて購入等する数を何冊にするかは、会派の裁量に委ねられていると解される。

ウ 本件において、B会派及びC会派は、上記図書等を調査研究活動に必要、有益と判断した上で、所属議員に配布するために所属議員の数や執務場所の数等を勘案し、まとめて購入等していることが認められるが、これは裁量権を逸脱又は濫用したものであるとは認められない。

エ したがって、B会派及びC会派がこれらの図書の購入等の費用に政務調査費を充当したことが違法・不当であると認めることはできない。

(3) D議員の研修費について

ア 請求人は、D議員が政務調査費を充当した研修費はa委員会への会費であり、研修会参加費とは異なるもので、違法・不当であると主張している。

しかし、上記1(2)イのとおり、使途基準では研修費の例示として会費が記載されており、D議員がa委員会への会費について研修費として政務調査費を充当したこと自体を違法・不当と認めることはできない。

イ 次に請求人は、a委員会の支出は総会経費等政務調査費の支出としてはそぐわないものが大半であることから、a委員会への会費に政務調査費を充当できないと主張している。

団体への年会費及び月会費については、手引において、政務調査費から支出することに適しない例として、団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合が示されているが、これは、団体において議員の政務調査に資する活動が行われている必要があることを示したもので、会費を支出した団体の活動全てが政務調査に資するものであることが必要とされているものではないと解される。仮に研修を実施する団体の活動の一部に政務調査費の充当に適しないものがあつた場合に、調査研究活動の一環として団体が主催する研修に参加することを目的として行った支出について政務調査費への充当を認めないこととすれば、議員の調査研究活動に制約が生じることになることから考えても、研修を実施する団体の一部の支出の状況、活動の内容等をもって、当該団体への支出に政務調査費を充当することが一律に排除されるものではないと考えられる。

ウ また、請求人は、D議員はa社の社員であつたことから、義務的にa委員会の会員になる必要があり、その会費は個人的な支出であること、そもそも政治団体の会費は私的な活動の支出であることから、a委員会への会費に政務調査費を充当できないと主張している。

しかし、上記1(1)記載の政務調査費制度の目的に照らせば、政務調査費をどのように活用するかは議員の自主的・自律的な判断に委ねられるべきものであることから考えれば、議員が行った支出を政務調査費に充当することが妥当かどうかは、議員自らが調査研究活動に必要な経費と判断した支出について、議員の立場からみて、当該支出の対象の活動が調査研究活動に反映・寄与するかどうかにより判断すべきものである。

したがって、D議員の所属していた企業と関係がある団体への会費又は政治団体への会費であることのみをもって、当該会費を政務調査費に充当することが禁止されるものではない。

エ イ及びウのとおり、a委員会の一部の支出の状況、活動の内容等、a委員会がD議員の出身企業との関係団体又は政治団体であることを理由として、a委員会への会費の支出を政務調査費に充当することが一律に禁止されるものではないが、上記(1)のとおり、a委員会の活動内容が明らかにD議員の調査研究活動に反映・寄与しない、又はその程度が相当に低いものであり、また、会費の支出を政務調査費に充当することが議員の裁量権を逸脱又は濫用したものであれば違法となる。

本件においては、上記1(3)イ(1)のとおり、a委員会では年間を通じて電力問題、労働問題等に関する研修会、県政に関する意見交換会、政策資料の提供等の活動が行われており、これは請求人が主張するような私的な活動ではなく、議員の調査研究活動との関係があると認められることから、D議員がこれらの研修会に参加し、及び政策資料等の提供を受けることが、明らかに調査研究活動に反映・寄与しない、又はその程度が相当に低いものであると

いうことはできない。そして、a委員会の活動内容から判断すれば、D議員がこれらの研修会等へ参加し、及び政策資料等の提供を受けることが有益であると判断し、a委員会への会費を所要額として政務調査費に計上したことは、その裁量権を逸脱又は濫用したものであるということとはできない。

オ 上記のとおり、D議員が研修会に要する費用としてa委員会に年間6回支出した会費に政務調査費を充当したことは、使途基準に合致するものであり、D議員の裁量権を逸脱又は濫用したのではないことから、違法・不当であると認めることはできない。

(4) E議員の広報費について

ア 請求人は、E議員の宣伝車のリースは衆議院議員選挙期間中に行ったもので、選挙活動と見なされるので、使途基準に違反し、違法・不当であると主張している。

しかし、上記1(3)ウ(イ)のとおり、E議員が政務調査費を充当した宣伝車のリース代は衆議院議員選挙期間中のリースに係るものではないと認められ、また、当該宣伝車のリースは自らの県政報告を行うことを目的としたもので、手引に沿って当該リース代のうち80パーセントを政務調査費として計上していると認められることから、請求人の主張には理由がない。

イ なお、E議員に宣伝車をリースした会社が道路運送法に違反するかどうかにかかわらず、E議員は、実際に当該宣伝車のリースを受けていることから、これにより生じるリースに係る費用に政務調査費を充当することが違法とはならない。

以上のとおり、違法・不当な支出計1,800,025円について、知事の責任において、関係者から県に返還させるよう求める、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。